令和７年９月３日

令和５年９月２７日付「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和５年文部科学省令第 31 号）」による理学部教職課程における中学校・高等学校教諭一種免許状（理科）の実験科目の取扱いについて

ア）令和5年度以前入学者（改正前の実験科目区分に該当）

①経過措置が適用可能となるケース

【対象（以下のいずれか）】
- 令和６年３月３１日に認定課程を有する大学に在学している者（大学院課程や科目等履修生も含む）で、令和６年度以降も引き続き同じ課程に在学し、当該課程を卒業（修了）や退学するまでに改正前の実験科目区分の必修・選択必修を**全て修得した場合**（※1）
- 令和６年３月３１日までに認定課程を有する大学を卒業（修了）や退学した者（大学院課程や科目等履修生も含む）で改正前の実験科目区分の必修・選択必修を**全て修得した場合**

＜中学校教諭一種免許状（理科）＞※改正省令附則第２条第２項に基づく経過措置

<table>
<tr><th>改正前科目区分</th><th>授業科目名（※2）</th><th>履修方法</th><th></th><th>改正後の読替</th></tr>
<tr><td>物理学実験（コンピュータ活用を含む。）</td><td>物理学実験</td><td>必修</td><td rowspan="4">➡➡➡
必修・選択必修を全て修得した場合</td><td rowspan="4">改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の科目としてみなす。</td></tr>
<tr><td>化学実験（コンピュータ活用を含む。）</td><td>基礎化学実験</td><td>必修</td></tr>
<tr><td>生物学実験（コンピュータ活用を含む。）</td><td>生物学実習 I, II, III</td><td>1 科目
選択必修</td></tr>
<tr><td>地学実験（コンピュータ活用を含む。）</td><td>地球科学実験</td><td>必修</td></tr>
</table>

＜高等学校教諭一種免許状（理科）＞※改正省令附則第２条第１項に基づく経過措置

<table>
<tr><th>改正前科目区分</th><th>授業科目名（※2）</th><th>履修方法</th><th></th><th>改正後の読替</th></tr>
<tr><td rowspan="4">「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」</td><td>物理学実験</td><td rowspan="4">1 科目
選択必修</td><td rowspan="4">➡➡➡</td><td rowspan="4">改正後科目区分「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」の科目としてみなす。</td></tr>
<tr><td>基礎化学実験</td></tr>
<tr><td>生物学実習 I, II, III</td></tr>
<tr><td>地球科学実験</td></tr>
</table>

※1:「課程」とは、本学理学部・理学研究科においては、「学士課程」「修士課程」「博士後期課程」を指します。なお、令和6年3月31日に科目等履修生として在学している方は、令和6年度以降も引き続き科目等履修生として在学している場合、この対象となります。
※2:令和7年度時点の科目となります。令和8年度以降は履修年度の履修カルテを確認してください。なお、旧課程適用となる平成 30 年度以前入学者は対応授業科目が異なります。詳細は理学研究科学部教務掛へお問い合わせください。

②経過措置が適用不可となるケース

【対象（以下のいずれか）】
・令和６年３月３１日に認定課程を有する大学に在学している者（大学院課程や科目等履修生も含む）で、令和６年度以降も引き続き同じ課程に在学し、卒業（修了）や退学するまでに改正前の実験科目区分の必修・選択必修を**一部しか修得できなかった場合**（※1）
・令和６年３月３１日までに認定課程を有する大学を卒業（修了）や退学した者（大学院課程や科目等履修生も含む）で改正前の実験科目区分の必修・選択必修を**一部しか修得できなかった場合**

＜中学校教諭一種免許状（理科）＞

<table>
<tr><th>改正前科目区分</th><th>授業科目名（※2）</th><th>履修方法</th><th></th><th>改正後の読替</th></tr>
<tr><td>物理学実験（コンピュータ活用を含む。）</td><td>物理学実験</td><td>必修</td><td rowspan="4">➡➡➡
令和６年３月３１日まで又は令和６年３月３１日に大学に在学し卒業・退学するまでに各科目区分の必修・選択必修を一部しか修得できなかった場合</td><td rowspan="4">改正後科目区分の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の科目としてみなすことができない。
（改正後の施行規則において単に中学校理科における「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなすこととなる。（※1））
↓↓
卒業・退学後に改正後科目区分において、必修とされる科目を全て修得する必要がある。（※3）</td></tr>
<tr><td>化学実験（コンピュータ活用を含む。）</td><td>基礎化学実験</td><td>必修</td></tr>
<tr><td>生物学実験（コンピュータ活用を含む。）</td><td>生物学実習 I, II, III</td><td>1科目
選択必修</td></tr>
<tr><td>地学実験（コンピュータ活用を含む。）</td><td>地球科学実験</td><td>必修</td></tr>
</table>

※1:「課程」とは、本学理学部・理学研究科においては、「学士課程」「修士課程」「博士後期課程」を指します。例えば、令和6年3月に学部を卒業後、同年4月に修士課程へ入学した場合、課程が変更しておりますので経過措置は適用できず、学部で修得した一部の実験科目は単に「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなされます。(この場合、令和6年度以降に修士課程で修得した科目は下記「イ)令和6年度以降入学者」のとおり取扱います。)
※2:令和7年度時点の科目となります。令和8年度以降は履修年度の履修カルテを確認してください。
なお、旧課程適用となる平成 30 年度以前入学者は対応授業科目が異なります。詳細は理学研究科学部教務掛へお問い合わせください。
※3:本学部においては令和7年度時点で4科目が必修となりますが、他の大学等においては改正後科目区分の必修科目が4科目未満となる場合があります。各自でお調べの上、履修願います。

＜高等学校教諭一種免許状（理科）＞

前述の高等学校教諭一種免許状（理科）における改正前の実験科目区分に該当する選択必修科目を１科目でも修得していれば改正省令附則第２条第１項に基づく経過措置が適用可能となり、①と同じ取扱いとなります。

イ)令和6年度以降入学者(改正後の実験科目区分に該当)

【対象】
・令和６年４月１日以降に認定課程を有する大学へ入学した場合（大学院課程や科目等履修生も含む）

①中学校教諭一種免許状（理科）の必修・選択必修科目

改正後科目区分	授業科目名（※）	履修方法
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	物理学実験	必修
	基礎化学実験	必修
	生物学実習 I, II, III	1 科目選択必修
	地球科学実験	必修

【注意】令和６年３月３１日以前に認定課程を有する大学に入学（大学院課程や科目等履修生も含む）し、卒業（修了）や退学するまでに一部のみ修得した改正前の実験科目区分の科目は改正後の実験科目区分の科目に読み替えることはできません。上記ア）②を参照してください。

例）令和５年度に京都大学理学部に入学し、令和８年度に卒業するまでに実験科目区分において、「物理学実験」のみを修得し、令和９年度に京都大学理学研究科修士課程へ入学した場合、理学部で修得した「物理学実験」は改正後の実験科目区分に読み替えることはできません。修士課程入学以降に改正後の実験科目区分の全ての必修・選択必修科目を修得する必要があります。

②高等学校教諭一種免許状（理科）の必修科目

改正後科目区分	授業科目名（※）	履修方法
「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	物理学実験	1 科目選択必修
	基礎化学実験	
	生物学実習 I, II, III	
	地球科学実験	

※令和7年度時点の科目となります。令和8年度以降は履修年度の履修カルテを確認してください。

③中学校教諭一種免許状（理科）における実験科目区分の必修・選択必修科目を一部のみ修得した場合の取扱い

理学部では、中学校教諭一種免許状（理科）の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」において一部修得した必修科目については、下記例のとおり学力に関する証明書には修得した授業科目に対応する事項の欄に記載します。

（例）「物理学実験」のみ修得した場合

改正後科目区分
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験

➡➡➡
修得した事項のみを証明する。

証明例	
○	うち物理学実験にかかる科目
	うち化学実験にかかる科目
	うち生物学実験にかかる科目
	うち地学実験にかかる科目

➡➡➡
卒業・退学後に免許状に必要な科目を修得する場合

不足分を本学部や他大学等で修得し当該科目区分を修得する。（※）

※本学部においては令和7年度時点で4科目が必修となりますが、他の大学等においては改正後科目区分の必修科目が4科目未満となる場合があります。各自でお調べの上、履修願います。

【本件問合せ先】
京都大学理学研究科学部教務掛
TEL: 075-753-3637
Mail: 050kyomu_gakubu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp